



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月26日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

オンライン端末その他周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年10月1日から平成24年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成19年5月15日 午前10時30分

(2) 場所 長野県庁 西庁舎1階108号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年6月5日 午前10時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階107号会議室
 - (3) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成19年6月4日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県企画局情報政策課
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。
- 7 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Online terminals, printers, and other peripherals.
 - (2) Lease Duration:
From October 1, 2007 until September 30, 2012
 - (3) Delivery place:
As mentioned in the tender description
 - (4) Contact place for information about the tender;
description / conditions / and other inquiries:
Information Policy Division, Planning Bureau Nagano Prefecture
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano Nagano City
(380-8570)
T E L: 026-235-7071 (Contact for inquiries)
 - (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 10:30 AM June 5, 2007
Place: Conference Room 107, Nagano Prefectural Government West Annex
 - (6) Time limit for the tender by mail and the delivery

location:

Time: 5:00 PM June 4, 2007

Place: Information Policy Team, Planning Bureau
Nagano Prefecture
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano
Prefectural Government)

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月26日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度長野県庁空調設備等自動制御設備点検作業

(2) 役務の特質

本館、議会棟及び西庁舎に設置されている空調設備等自動制御装置の点検及び調整

(3) 履行期間

契約の日から平成20年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有し、故障又は緊急の時に連絡がとれる体制が整備されている者であること。

(5) 複数の自動制御装置が広域管理システムにより一括管理されている空調設備等自動制御装置に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年5月18日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月10日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成19年4月26日

長野県知事 村井 仁

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成19年9月13日（木）午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学
食品衛生学 調理理論**3 受験資格**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
- イ 履歴書
- ウ 調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）
- エ 写真（上半身、脱帽、正面、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（6,200円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成19年7月17日（火）から平成19年7月19日（木）まで（郵送による場合は、平成19年7月19日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。）

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所（長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成19年10月10日（水）に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成19年4月26日

長野県知事 村井 仁

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成19年9月13日（木）午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学
製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。）附則第3項又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。）附則第2項に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第47条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
- イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参してください。）若しくは卒業証明書（郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。）若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書（所定の用紙を用いてください。）

ウ 写真（上半身、脱帽、正面、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（9,400円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成19年7月17日（火）から平成19年7月19日（木）まで（郵送による場合は、平成19年7月19日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。）

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所（長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成19年10月10日（水）に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成19年4月26日

長野県知事 村井 仁

1 試験日時

平成19年8月3日（金）午前9時40分から午後0時10分まで

2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎(伊那市伊那3497)
飯田市	長野県飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)
松本市	長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2)

3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

- ア 毒物及び劇物に関する法規
 イ 基礎化学
 ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験(筆記方式)

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験願書
 イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(10,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成19年6月1日(金)から6月22日(金)までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成19年6月22日までの消印があるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

ア 長野県衛生部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

イ 次の表に掲げる最寄りの保健所

名 称	所 在 地
佐 久 保 健 所	佐久市跡部65-1
上 田 保 健 所	上田市材木町1-2-6
諏 訪 保 健 所	諏訪市上川1-1644-10
伊 那 保 健 所	伊那市伊那3497
飯 田 保 健 所	飯田市追手町2-678
木 曽 保 健 所	木曾郡木曾町福島2757-1
松 本 保 健 所	松本市大字島立1020
大 町 保 健 所	大町市大町1058-2
長 野 保 健 所	長野市中御所岡田98-1

北信保健所	飯山市大字静間町尻1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

ウ 次の表に掲げる保健所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名 称	所 在 地
佐久保健所小諸支所	小諸市甲上野岸3354-6
飯田保健所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1
松本保健所安曇野支所	安曇野市豊科4960-1
長野保健所須坂支所	須坂市大字須坂1332
長野保健所千曲支所	千曲市大字桜堂268-1
北信保健所中野支所	中野市中央1-4-19

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

- ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
 イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

7 合格発表

平成19年9月3日(月)午前9時に長野県内の保健所(長野市保健所を含む。)及び保健所支所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

8 その他

- (1) 受験願書に記載していただく個人情報は、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等をすることはありません。
- (2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部薬事管理課又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に行ってください。

薬事管理課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年4月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 万代書店上田原店
 上田市上田原680-17ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
上田交通株式会社
上田市天神1-2-1
- 3 変更しようとする事項
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社トレジャー	午前9時	午前2時		24時間

来客が駐車場を利用できる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前8時30分～午前2時30分	24時間
2	午前8時30分～午前2時30分	午前8時30分～午前0時

- 4 変更する年月日
平成19年3月30日
- 5 届出年月日
平成19年3月12日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年4月26日から平成19年8月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成19年度職業訓練指導員試験を次のとおり行います。

平成19年4月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 試験を実施する免許職種
- (1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種
時計科
 - (2) 学科試験のみを実施する免許職種
(実技試験の全部が免除される者に限る。)
機械科 電子科 光学ガラス科 光学機器科
 - (3) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種
(実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。)
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年厚生労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種のうち(1)及び(2)に掲げる免許職種を除くもの
- 2 試験の期日及び場所
- (1) 学科試験
ア 期日 平成19年8月4日（土）

イ 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門校

(2) 実技試験

ア 期日 平成19年8月8日（水）

イ 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門校

3 受験資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第3項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書、履歴書、写真票及び写真（申請前6か月以内に撮影した正面脱帽の上半身像で、縦4cm横3cmのもの）

イ 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けようとする者にあっては、省令第47条に規定する書面

(2) 申請書類の提出期間

平成19年6月4日（月）から6月15日（金）まで（郵送による場合は、平成19年6月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 申請書類の提出先

長野県商工部 就用・人材育成課 技能振興係

長野市南長野幅下692-2（郵便番号 380-8570）

（郵送による場合は、書留とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書」と朱書すること。）

(4) 受験手数料

受験手数料（実技試験 15,800円、学科試験 3,100円（全免受験者は無料））は、長野県収入証紙により納付してください。（受験申請書に貼り付け、消印しないでください。）

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付します。

5 合格発表

平成19年8月31日（金）に長野県庁、工科短期大学校及び技術専門校の掲示板に掲示するほか、合格者には直接通知し、長野県ホームページでも掲載します。

6 その他

(1) 受験申請書等の用紙の請求及び受験申請の問合せは、長野県商工部就用・人材育成課技能振興係、工科短期大学校及び技術専門校に行って下さい。

(2) 郵送により受験申請書等の用紙を請求する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書用紙（受験案内）請求」と朱書し、宛先を明記した返信のための封筒（140円切手を貼り付けること）を同封すること。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

雇用・人材育成課

公告

下伊那郡松川町による前河原地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年4月26日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

1 土地改良事業の名称

ほ場整備事業

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成7年3月2日

3 土地改良事業を行った者の名称

下伊那郡松川町

4 事務所の所在地

下伊那郡松川町元大島3823番地

5 工事着手年月日

平成7年3月2日

6 工事完了年月日

平成15年3月20日

農地整備課

農地整備課

公告

長野県中信平右岸土地改良区の土地改良事業（原田地区）の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年4月26日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

1 土地改良事業の名称

元気な地域づくり交付金

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成18年8月1日

3 土地改良事業を行った者の名称

長野県中信平右岸土地改良区

4 事務所の所在地

松本市大字今井2227番地1

5 工事着手年月日

平成18年9月21日

6 工事完了年月日

平成19年3月26日

農地整備課

公告

平成19年4月9日、北安曇郡小谷村による阿原地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成19年4月26日

長野県北安曇地方事務所長 畑中和良

農地整備課

公告

中野市長丘平土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成19年4月26日

長野県北信地方事務所長 海野忠一

理事

退任

氏名 住 所

町田高司 中野市大字柳沢501番地1

監事

退任

氏名 住所

西川詔男 中野市中央三丁目3番22号

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月26日

長野県立木曽病院長 久米田茂喜

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

車いす用リフト付自動車 1台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成19年6月18日

(4) 納入場所

長野県木曽介護老人保健施設

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達物品に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院 事務局総務係

電話 0264 (22) 2703 内線 2213

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年5月18日 午前10時30分
イ 場所 長野県立木曽病院 2階講堂
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要です。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月26日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
ダムの通信設備点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成20年3月10日まで
- (4) 履行場所
南佐久郡佐久穂町古谷 古谷ダム
南佐久郡佐久穂町余地 余地ダム
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもつて落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去10年以内に同種のダム通信設備点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
佐久市臼田2015
長野県南佐久建設事務所 総務課
電話 0267 (82) 3101
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年5月17日（木）午後1時30分
イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月10日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月26日

長野県安曇野建設事務所長 仁科光晴

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

水防情報システム及び土砂災害監視装置の保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年3月24日まで

(4) 履行場所

長野県安曇野建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263(72)8880

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年5月24日(木) 午前10時30分

イ 場所 長野県安曇野庁舎 201号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月17日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月26日

長野県飯山建設事務所長 戸田明宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県単砂防管理事業及び水防管理事業に伴う土砂災害監視設備の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成20年3月21日まで

(4) 履行場所

長野県飯山建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

- う。) 第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」といいます。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯山市大字静間字町尻1340-1
長野県飯山建設事務所 総務課
電話 0269(62)4111

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年5月16日(水) 午前10時30分
イ 場所 長野県飯山庁舎 201号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月11日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」といいます。)を次のとおり行います。

平成19年4月26日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」といいます。)を有する者

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	a : 平成19年6月11日(月)から6月14日(木)まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	b : 平成19年6月18日(月)から6月20日(水)まで	
法第2条第1項第3号の警備業務	c : 平成19年6月25日(月)から6月27日(水)まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	d : 平成19年6月28日(木)から6月29日(金)まで	
法第2条第1項第1号の警備業務	e : 平成19年7月2日(月)から7月5日(木)まで	午前9時から午後5時まで
法第2条第1項第2号の警備業務	f : 平成19年7月9日(月)から7月11日(水)まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	g : 平成19年7月12日(木)から7月13日(金)まで	
法第2条第1項第1号の警備業務	h : 平成19年7月17日(火)から7月20日(金)まで	
法第2条第1項第3号の警備業務	i : 平成19年7月23日(月)から7月25日(水)まで	

(2) 場所

長野市岡田町30-20 サンパルテ山王

3 受講定員

各40名(定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。)

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、(2)の受講申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間